

## 第19号議案

芦屋市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

芦屋市消防長及び消防署長の資格を定める条例を別紙のように定める。

平成26年2月18日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による消防組織法の一部改正に伴い、消防長及び消防署長の職に必要な資格を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の職に必要な資格について定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の職に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職に1年以上あったものであること。
- (2) 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、本市の消防本部の課長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。
- (3) 本市の行政事務に従事した者で、芦屋市事務分掌条例（昭和43年芦屋市条例第37号）第1条に掲げる部の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の職に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令の階級に1年以上あったものであること。
- (2) 本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補の階級に3年以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 参 照 1

### 芦屋市消防長及び消防署長の資格を定める条例要綱

#### 1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による消防組織法の一部改正に伴い、消防長及び消防署長の職に必要な資格を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 制定の内容

##### (1) 消防長の職に必要な資格は、次のとおりとする。(第2条関係)

ア 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職に1年以上あったものであること。

イ 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、本市の消防本部の課長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

ウ 本市の行政事務に従事した者で、芦屋市事務分掌条例第1条に掲げる部の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

##### (2) 消防署長の職に必要な資格は、次のとおりとする。(第3条関係)

ア 本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令の階級に1年以上あったものであること。

イ 本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補の階級に3年以上あったもの(アに該当する者を除く。)であること。

#### 3 施行期日

平成26年4月1日

## 参 照 2

### 消防組織法抜粋（平成26年4月1日施行）

#### （消防職員の任命）

第15条 消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。

2 消防長及び消防署長は、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、同項に規定する者の資格の基準として政令で定める基準を参酌するものとする。

### 市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令抜粋

（平成26年4月1日施行）

#### （消防長の資格の基準）

第1条 消防組織法第15条第3項に規定する消防長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格の基準として政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。

(2) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったものであること。

(3) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

#### （消防署長の資格の基準）

第2条 消防組織法第15条第3項に規定する消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格の基準として政令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年（消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。
- (2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年（消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。
- (3) 消防団員として消防事務に従事した者であって、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったもので、消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。